

日建連発第 323 号
平成23年11月22日

法人会員 社長 殿

社団法人 日本建設業連合会
会 長 野 村 哲 也

冬期間の電力需給対策への対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の活動につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当会では、東日本大震災に起因する関東・東北地方における電力供給不足に対応するため、本年4月、「日建連電力対策自主行動計画」を策定し、会員各位における取り組みをお願いいたしましたところ、別添のとおり当会の計画目標を達成し、電力供給不足による大規模停電などの事態回避に向け、建設業界としての社会的責務を果たしえたものと、会員各位のご尽力に対し厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、今冬の電力需給は今夏ほど深刻なものにならないと見通し、電気事業法第27条に基づく使用制限は行わないものの、関西電力管内の家庭や企業に対しピーク期間・時間帯における使用最大電力を10%以上、また九州電力管内については同じく5%以上抑制する対策を決定いたしました。

このような中、今般、国土交通省から当会に『『今冬の電力対策』及び『冬季の省エネルギー対策』について』の協力要請がありました。また、関西電力などから当該地区の支部に対して、同様の協力要請がまいっております。

当会といたしましては、計画停電の実施や需給逼迫に伴う停電等の発生などによる混乱を回避するため、今冬の電力需給対策として、下記の対応を図ることといたしましたので、冬期間の節電対策への積極的な取り組みをお願い申し上げます。

なお、当面は日建連としての行動計画の策定は行わず、また会員各社の計画等の日建連への提出はいただかないことといたしましたことを申し添えさせていただきます。

敬具

記

1 節電目標

- ①関西電力管内：前年同月の使用最大電力の10%以上削減
- ②九州電力管内：前年同月の使用最大電力の5%以上削減

2 地域及び期間

- ①関西電力管内：平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 3 月 30 日の平日 9：00～21：00
特に数値目標が定められている期間は、平成 23 年 12 月 19 日～平成 24 年 3 月 23 日
- ②九州電力管内：平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 3 月 30 日の平日 8：00～21：00
特に数値目標が定められている期間は、平成 23 年 12 月 19 日～平成 24 年 2 月 3 日

3 対策内容

- ①各社の常設事業所及び工事現場において、上記期間・時間帯の節電対策を実施する。
- ②グループ会社、協力会社等に対し、上記期間・時間帯の節電対策の協力を要請する。
- ③従業員等の家庭に対し、上記期間・時間帯の節電対策の協力を要請する。

4 その他

- ①各社の取り組みにあたっては、夏季計画を参考に冬期間の状況に合わせて実施する。
- ②関西電力及び九州電力管内以外の地域についても、各地の電力事情を勘案して節電に努める。

以上

<同封資料>

- ①日建連電力対策自主行動計画（実施計画）に対する各社実施結果
- ②「今冬の電力需給対策」及び「冬季の省エネルギー対策」について（国土交通省からの送付文書）

本件の連絡先 日建連事務局 総務部 電話：03-3553-0701
